

これから住宅宿泊事業を始める方へ

事業を始める前にご確認ください。

①事業の実施地域を確認

旅館業の実施が可能な地域※

※用途地域や都市計画法等による制限がない地域。
詳細はお問い合わせください。

該当しない
(=旅館業実施不可地域)

実施できるのは、いわゆる「家主居住型」のみです。

※いわゆる「家主居住型」とは以下の条件をすべて満たす形態です。

- ・届出住宅の居室が5を超えない
- ・届出住宅に人を宿泊させるときに事業者が不在とならない
- ・事業者が個人である



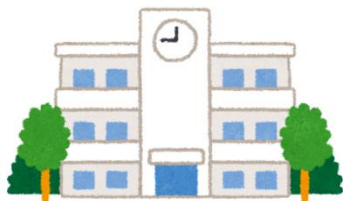
該当

②事業形態を確認

- 届出住宅の居室が6室以上
- 届出住宅に人を宿泊させるときに、事業者が不在
- 事業者が法人

いずれかに該当

③周辺地図を確認



小・中学校敷地

施設が小中学校の敷地から
100m以内の区域にある



民泊（住宅宿泊事業）
届出施設

100m以内

該当

次の決まりに従って事業を行ってください

- ◆事業の実施が可能なのは、金曜正午から月曜正午までです。
月曜正午から金曜正午までの期間は宿泊させることができません。

金 (午後)	土	日	月	火	水	木	金 (午前)
実施可能				実施不可			

- ◆周辺地域の住民から苦情が寄せられた場合、施設まで原則10分以内で駆け付けられる体制を常時確保してください。